

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和48年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、49年7月1日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年3月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から49年6月までは7万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年3月27日から49年夏頃まで

昭和48年3月に大学を卒業し、すぐに就職したA社の厚生年金保険被保険者記録が無い。退職日についてははっきりとした記憶は無いが、i) A社に入社して最初に勤務したのはB地域の事務所であり、本社移転に伴いC区の事務所に勤務地が変わったこと、ii) そこで1か月か2か月ほど勤務した後に自ら退職したこと、iii) 退職後はD県E市（現在は、F市）の実家に戻り、失業保険を受給したが、全て受給し終えないうちに次の就職が決まったことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名及び被保険者資格取得日の記載が確認できることから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者として昭和48年3月27日から勤務していたことは認められるが、当該名簿に申立人の資格喪失日の記載が無いため、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていない。

しかし、同事業所別被保険者名簿において、申立人に係る昭和48年10月の定時決定に係る標準報酬月額の記載が確認できる。

また、申立人は、「入社当初はB地域にあった事務所に勤務したが、本社がG区からC区に移転したことに伴い、同事務所は閉鎖となり、それ以後はC区の新本社内事務所に勤務することとなった。」として新本社の所在地等を具体的に述べているところ、複数の同僚からは、申立人は本社移転後も同社に勤務していたとする旨の証言が得られた上、オンライン記録及び事業所記号番号払出簿の記載内容から、本社がH市G区から同市C区に移転した時期は昭和49年6月1日であることが確認できる。

さらに、申立人は、「当時、会社の寮に住んでおり、退職後は寮を引き渡す必要があったため、引っ越し等の準備だけを済ませて早々にD県E市の実家に戻った。」と述べているところ、F市が保管する申立人に係る戸籍の附票により、申立人は昭和49年7月9日に当時会社の寮があったとされるI市からE市に転入していることが確認でき、当該転入日は「月末に退職したと思う。」とする申立人の退職時期についての記憶ともおおむね符合する。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所における申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は申立人が昭和48年3月27日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は49年7月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同期入社と同僚のA社における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、昭和48年3月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から49年6月までは7万6,000円とすることが妥当である。

奈良国民年金 事案 1266 (事案 812 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 12 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月から 49 年 3 月まで
今回の再申立てに際して、私が国民年金保険料を集金人に納付していたことを知る伯母に新たに証言してもらえることになった。昭和 47 年 12 月に国民年金に加入して、母又は私が国民年金保険料を納付していたことは間違いないので、再度調査をして、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 7 月 24 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、47 年 12 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料は、時効により納付できないこと、ii) 上記のほかに国民年金手帳記号番号の払出しが行われたことをうかがわせる事情が見当たらないこと、iii) 申立期間を含む 48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、過年度保険料として納付が可能であり、49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人から提出された納付書・領収証書から、納付済みであることが確認できること、申立期間のうち、48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間については、申立人から過年度納付の手続等に関して、誰がどのように行ったなどの具体的な供述は得られず、また、保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人が証言者として挙げた申立人の伯母は、昭和 49 年 1 月に集金人から申立人の自宅に国民年金保険料の集金に行くこと、及び申立人の家族 3 人が国民年金に加入していることを聞いたとしてい

るが、このことから、保険料納付に係る具体的事情をうかがうことができず、また、申立人は 50 年 10 月に係る国民年金保険料組織預り証を提出しているものの、これは申立期間に係るものではないため、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを推認することはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。